

# 貴社の産業廃棄物は、適正に管理・処理されていますか？

廃棄物を出すすべての排出事業者は、これを適正に処理する義務があります。

平成22年度に全国で排出された廃棄物の量は、年間約4億4千万トンです。  
このうち、会社や工場から出る産業廃棄物は、約3億9千万トンと膨大な量になっています。  
あなたの会社は、きちんと責任を持って管理、処理、確認をしていますか？

## 廃棄物とは

### 廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物（固形状・液状のもの）

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じたもので、法令で定める20種類のもの  
事業者自らに処理責任があります。事業者自らが基準に従って処理するほか、許可業者に委託して処理する方法があります。

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外のもので、家庭や事業所から出た紙くずなどの廃棄物  
主に市町村の事務として処理されています。  
事業者が出したものは、事業者処理責任があります。  
(具体的な処理方法については、排出場所の市町村にご確認ください。)

## 産業廃棄物に該当する20種類の廃棄物

産業廃棄物の種類		特定の業種等（13～19の廃棄物）		
すべての業種に共通	1 燃え殻	特定の業種によるもの	13 紙くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した紙くず、パルプ・紙製造業、印刷業、製本業等で発生した紙くず
	2 汚泥		14 木くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した木くず、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業等で発生した木くず、廃パレット（全業種）
	3 廃油		15 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）で発生した天然繊維くず
	4 廃酸		16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	5 廃アルカリ		17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	7 ゴムくず		19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
	8 金属くず		20 政令第13号廃棄物	1～19の産業廃棄物を処理したもので、1～19に該当しないもの
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	10 鉱さい			
	11 がれき類			
	12 ばいじん			

## 排出事業者責任チェック ① 産業廃棄物は、正しく保管されていますか？

廃棄物の分別ができていても、保管状態が悪ければ、風で飛散したり、他のものと混じり合ったりしてしまいます。産業廃棄物は、運搬されるまでの間、適正に保管する義務があります。

次の事項をチェックし、**産業廃棄物が正しく保管されているか確認しましょう。**

### チェック事項

- 保管場所には右の例のような保管場所を示す掲示板が設置されていますか？
- 保管場所には、囲いが設けられていますか？
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないなどの措置をされていますか？
- 廃棄物の種類ごとに保管されていますか？
- 保管場所の最大保管高さ、保管量は適切ですか？

< 産業廃棄物保管場所掲示板(例) >

産業廃棄物保管場所	
保管する廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称	○×産業株式会社 管理課 ○○太郎
連絡先	○○○-123-○○○○
最大保管高さ(※1)	○m
最大保管量(※2)	○m <sup>3</sup>

※1 屋外で容器を用いずに保管する場合に表示が必要  
※2 排出した場所以外で保管する場合に表示が必要

## 排出事業者責任チェック② 産業廃棄物処理の委託契約は、適切ですか？

産業廃棄物は、収集・運搬と処分について、それぞれの業者と書面による契約が必要です。

委託契約書には記載すべき事項が法令で定められています。

また、実際の処理状況の確認について努力義務が課せられています。

次の事項をチェックし、**委託契約が適切かどうか確認しましょう。**



### チェック事項

- (1) 産業廃棄物の収集・運搬・処分は、それぞれの許可業者と書面で契約していますか？ ……
- (2) 委託契約書には委託に関して法令に定める内容（産業廃棄物の種類・数量、料金、運搬先、最終処分先等）が記載されていますか？ ……
- (3) 委託契約書には契約業者の許可書の写し等が添付されていますか？ ……
- (4) 契約書は契約の終了日から保管（5年間）していますか？ ……
- (5) 処理は、誰が、どこで、どのような方法で行っているか確認していますか？ ……
- (6) 処理委託する産業廃棄物の性状、取り扱う際に注意すべき事項等について、処理業者に情報提供していますか？ ……

## 排出事業者責任チェック③ マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、自社の廃棄物の流れを管理していますか？

マニフェストとは、産業廃棄物管理票のことで、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための伝票です。排出事業者から収集運搬業者、処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集・運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に戻り、適正処理を確認する仕組みになっています。

なお、産業廃棄物協会等で複写式のものが購入できます。

次の事項をチェックし、**マニフェストが適切に運用されているか確認しましょう。**



### チェック事項

- (1) マニフェストは、交付していますか？ ……
- (2) マニフェストの記載内容は適切ですか？ ……
- (3) 期限内にマニフェストの写しが返送されていますか？ ……
- (4) 返送されたマニフェストの写しで契約書どおりに業者が収集・運搬・処分しているか確認していますか？ ……
- (5) マニフェストの写しを5年間保管していますか？ ……

本検討委員会ホームページ リサイクルスクエア (<http://www.re-square.jp/>) には、産業廃棄物の適正処理等に関する詳細を掲載しております。ぜひご参照ください。

九都県市廃棄物問題検討委員会  
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、  
川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)